**平成28年度　乳がん検診の事業評価のためのチェックリスト調査結果**

検診実施機関のマンモグラフィ検診精度管理調査票回答状況

　マンモグラフィ―は撮影・読影ともに特に技術力の必要な検診であり、撮影・読影の認定及び診療放射線技師の有無や装置の設置状況等の把握が重要であることから、大阪府では、平成19年度から独自の調査票を用いて検診実施機関へ調査を行っています。ここでは、有効回答数を母数として、各医療機関の取組み状況を査定しました。

**１　各項目の集計結果**



|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | **【１】受診者への説明** | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | ①　要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせていますか | 166 | 86.5% | 　 |
| 　 | ②　精密検査の方法や内容について説明していますか | 155 | 80.7% | 　 |
| 　 | ③　精密検査の結果の市町村への報告など、個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っていますか | 148 | 77.1% | 　 |
|  |  | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | **【２】問診および撮影の精度管理** | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | ①　実施している検診項目を回答してください。 | 実施している | 38 | 19.8% | 　 |
| 　 | 実施していない | 128 | 66.7% | 　 |
| 　 | ②　視触診を実施している場合は、指針の別紙【※５】に記された留意点について実施されていますか | 実施している | 140 | 72.9% | 　 |
| 　 | 実施していない | 3 | 1.6% | 　 |
| 　 | ③　府内でがん検診に使用されいている乳房エックス線撮影装置の台数（元の質問：貴施設で、乳房エックス線撮影装置は何台（総数）ありますか） | アナログ装置 | 19 | 　 | 　 |
| 　 | デジタル装置 | 200 | 　 | 　 |
| 　 | ③－１　②の装置で、日本医学放射線学会の定める仕様基準【※１】を満たしている装置は何台ありますか。 | アナログ装置 | 19 | 　 | 　 |
| 　 | デジタル装置 | 177 | 　 | 　 |
| 　 | ④－２　②の装置で、検診施設画像認定【※２】を受けている装置装置は何台ありますか。 | アナログ装置 | 10 | 　 | 　 |
| 　 | デジタル装置 | 138 | 　 | 　 |
| 　 | ⑤－１　撮影に従事する、撮影医師（医師撮影）及び撮影技師の認定取得状況を記入してください。　　　　注：認定については、更新講習を受けているかを確認して記入してください。 | 医師 | Ａ | 13 | 　 | 　 |
| 　 | Ｂ | 5 | 　 | 　 |
| 　 | 未認定 | 5 | 　 | 　 |
| 　 | 技師 | Ａ | 436 | 　 | 　 |
| 　 | Ｂ | 160 | 　 | 　 |
| 　 | 未認定 | 61 | 　 | 　 |
| 　 | ⑤－２　撮影に従事する、撮影医師（医師撮影）及び撮影技師の雇用形態を記入してください。 | 医師 | 常勤 | 13 | 　 | 　 |
| 　 | 非常勤 | 10 | 　 | 　 |
| 　 | 技師 | 常勤 | 503 | 　 | 　 |
| 　 | 非常勤 | 154 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | **【３】読影の精度管理** | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | ①－１　読影に従事する、医師の認定取得を記入してください。　 注：認定については、更新講習を受けているかを確認して記入してください。 | Ａ認定 | 235 | 　 | 　 |
| 　 | Ｂ認定 | 237 | 　 | 　 |
| 　 | 未認定 | 16 | 　 | 　 |
| 　 | ①－２　読影に従事する、医師の雇用形態を記入してください。 | 常勤 | 246 | 　 | 　 |
| 　 | 非常勤 | 238 | 　 | 　 |
| 　 | ①－３　読影に従事する、医師は読影のどの部分を担当されていますか。 | 主に一次読影 | 220 | 　 | 　 |
| 　 | 主に二次読影 | 95 | 　 | 　 |
| 　 | 一次・二次ともに | 165 | 　 | 　 |
| 　 | ②　二重読影は実施されていますか | ２回とも自施設で実施している | 98 | 51.0% | 　 |
| 　 | うち１回他施設で実施している | 62 | 32.3% | 　 |
| 　 | 実施していない | 9 | 4.7% | 　 |
| 　 | その他 | 5 | 2.6% | 　 |
| 　 | ③ 読影は、視触診と同時併用ですか | すべて同時併用 | 74 | 38.5% | 　 |
| 　 | 同時併用ではない | 57 | 29.7% | 　 |
| 　 | その他 | 16 | 8.3% | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | **【４】システムとしての精度管理** | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | ①　精検の結果及び治療結果の報告を、精検実施機関から受けていますか | 報告あり | 105 | 54.7% | 　 |
| 　 | 精密検査機関による | 55 | 28.6% | 　 |
| 　 | 報告なし | 14 | 7.3% | 　 |
| 　 | ②　精中機構での施設認定（更新含む）によるもの以外で、第三者による画像評価（検討会および委員会）を定期的に実施していますか | 実施している | 57 | 29.7% | 　 |
| 　 | 実施していない | 109 | 56.8% | 　 |
| 　 | その他 | 7 | 3.6% | 　 |
| 　 | ③　自施設での要精検率（要精検数／検診受診者数）を把握していますか | 把握 | 146 | 76.0% | 　 |
| 　 | 一部把握 | 16 | 8.3% | 　 |
| 　 | 未把握 | 11 | 5.7% | 　 |
| 　 | ④　自施設で要精検と判定された者の精検受診率（精検受診者数／要精検数）を把握していますか | 把握 | 113 | 58.9% | 　 |
| 　 | 一部把握 | 49 | 25.5% | 　 |
| 　 | 未把握 | 14 | 7.3% | 　 |
| 　 | ⑤　自施設で要精検と判定された者に対し、がん発見率（がん患者数／検診受診者数）を把握していますか | 把握 | 104 | 54.2% | 　 |
| 　 | 一部把握 | 56 | 29.2% | 　 |
| 　 | 未把握 | 14 | 7.3% | 　 |
| 　 | ⑥　自施設で要精検と判定された者に対し、陽性反応適中度（がん患者数／要精検数）を把握していますか | 把握 | 102 | 53.1% | 　 |
| 　 | 一部把握 | 53 | 27.6% | 　 |
| 　 | 未把握 | 19 | 9.9% | 　 |
| 　 | ⑦　実施主体（市町村）へのがん検診の集計・報告は、地域保健・健康増進事業報告に必要な項目で集計していますか | 集計している | 146 | 76.0% | 　 |
| 　 | 集計していない | 29 | 15.1% | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　 | **【５】所見用紙（様式）** | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | ①　視触診の所見用紙は「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル」に基づいたものを使用していますか | 実施している | 149 | 77.6% | 　 |
| 　 | 実施していない | 8 | 4.2% | 　 |
| 　 | ②　マンモグラフィ検診の所見用紙は「マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル」に基づいたものを使用していますか | 実施している | 168 | 87.5% | 　 |
| 　 | 実施していない | 5 | 2.6% | 　 |
| 　 | ③　マンモグラフィの判定はカテゴリー分類を明記し、報告していますか。 | 報告している | 171 | 89.0% | 　 |
| 　 | 報告していない | 3 | 1.6% | 　 |
| 　 | その他 | 0 | 0.0% | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

《判定基準及び目標値》

【※１】　日本医学放射線学会の定める仕様基準

　乳がん検診に用いるエックス線装置の仕様基準：マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第５版参照

【※２】日本乳がん検診精度管理中央機構（以下　精中機構）の示す基準により認定された施設

【※３】　マンモグラフィの撮影に関する適切な研修

　日本乳がん検診精度管理中央機構が開催する乳房エックス線検査に関する講習会、又はこれに準ずる講習会を受講し、試験評価認定（Ａ・Ｂ）を受けた者

【※４】　マンモグラフィの読影に関する適切な研修

　精中機構が開催する読影講習会、又はこれに準ずる講習会を受講し、試験評価認定（Ａ・Ｂ）を受けた者

【※３】【※４】

マンモグラフィ撮影、読影及び精度管理に関する基本講習プログラムに準じた講習会とは、検診関連６学会（日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本医学放射線学会、日本産科婦人科学会、日本放射線技術学会、日本医学物理学会）から構成され設立された精中機構の教育・研修委員会の行う講習会等をいう。

なお、これまで実施された「マンモグラフィ検診の実施と精度向上に関する調査研究」班、「マンモグラフィによる乳がん検診の推進と精度向上に関する調査研究」班および日本放射線技術学会乳房撮影ガイドライン・精度管理普及班による講習会等を含む。

【※５】　「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針－別紙」

１　視診の留意点

乳房の対象性（大きさ及び形）、乳房皮膚の陥凹，膨隆、浮腫及び発赤、乳頭陥凹並びに乳頭びらんの有無について観察する

２　触診の留意点

指腹法、指先交互法等により、両手で乳房の内側から外側（又は外側から内側）に、かつ、頭側から尾側に向かって、乳房を軽く胸壁に向かって圧迫するように行う

（ア）乳房の触診

　　　　腫瘤、結節及び硬結の有無、性状等を診察する

（イ）リンパ節の触診

　　　　腋窩リンパ節及び鎖骨上窩リンパ節の腫脹の有無、性状等を診察する

（ウ）乳頭の触診

　　　　乳頭からの異常な分泌物の有無、性状等を診察する

★　参考書籍等　★

　　・ＮＰＯ法人マンモグラフィ検診精度管理中央委員会報告書（第５版）（現日本乳がん検診精度管理中央機構）

・マンモグラフィによる乳がん検診の手引き－精度管理マニュアル－第５版

・がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針

**２　まとめ**

　「１　受診者への説明」について、がん検診を受けて要精検（要精検）と判定された人は、精検を受診して初めてがんであったかどうかの確定に至るので、要精検者が確実に精検を受診するよう指導することは大変重要です。

乳がん検診においては、192医療機関中166機関（86.5％）が受診者に精検の重要性を説明し、155機関（80.7％）で、精検の方法についても説明がされていました。乳がん検診では、192医療機関中139機関が自施設で精検まで行っていますが、他がんの検診とくらべてこの精検の方法についての説明の実施率が高いということはありませんでした。大阪府内の乳がん精検受診率は平成28年度において約94％と非常に高い数値となっていますが、要精検者全員が確実に精検を受診するよう、全ての医療機関において精検の必要性等についての説明を実施することが望まれます。

　また、精検を受診した結果を市町村が把握できるように体制を整備することも重要です。「４　システムとしての精度管理」において、精検結果を精検実施医療機関から報告を受けていると答えた検診実施機関は54.7％でした。大阪府では、精検実施機関から市町村と一次検診機関へ精検結果がスムーズに報告される体制を構築するため、平成26年度に「精密検査依頼書兼結果報告書」を作成し、市町村に示しています。

　次に、設問の【２】及び【３】の撮影及び読影の精度管理においては、検診に従事する医師や診療放射線技師の多くが、精中機構の認定を取得していることが確認できました。二重読影の実施については、国の定める指針において実施するよう規定されていることから、市町村においては検診の委託を行う際に仕様書に定めるなど、関係機関と協力して読影体制を構築するよう取り組む必要があります。